

事務連絡  
令和8年5月15日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク  
一般社団法人中部日本臓器提供支援協会  
各 眼 球 あ つ せ ん 機 関  
公益財団法人日本アイバンク協会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
難病対策課移植医療対策推進室

「臓器提供の手続に係る質疑応答集」の一部改正について

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）の運用に関しては、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」（以下「ガイドライン」という。）において定めているところです。

今般、令和7年10月8日にガイドラインが改正され、臓器提供を行う施設内に在籍している臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーター（認定ドナーコーディネーター）について規定され、認定ドナーコーディネーターが説明・同意取得等を行うことが可能となりました。

これを受けて、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」（以下「質疑応答集」という。）の一部を別紙 新旧対照表のとおり改正しましたので、適正な移植医療の実施について御配慮をお願いします。

併せて、別添として改正後の質疑応答集全文も送付いたしますので、御活用ください。

なお、本事務連絡の適用日は令和8年6月1日からとします。